

# 感染対策指針

一般社団法人 ハルノドリーム福祉会

きららドリーム沢良木

きららSTEM西冠

きららSTEM津之江町

令和4年4月1日施行

## 1. 総則

### (1) 目的

障害福祉サービス事業者には、利用者の健康と安全を守るための支援が求められている。利用者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、利用者の安全確保は施設・事業所等の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合、感染症が拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

## 2. 体制

### (1) 委員会の設置・運営

#### ① 目的

事業所の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

#### ② 活動内容

感染対策委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・ 事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・ 感染予防に関する決定事項や、感染症が発生した場合適切に対処できるように具体的対策を研修等にて事業所全体に周知する。
- ・ その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

#### ③ 委員会構成メンバー

感染対策委員会は、各事業所から1名選出し、構成する。

委員長は、メンバーの中から選出する。

#### ④ 運営方法

感染対策委員会は、3か月に1回定期的を開催する。

また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

### (2) 役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役割	担当者
施設全体の管理	管理者
感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整	管理者
支援現場における感染対策の研修実施や状況の把握	各事業所
感染対策方法の現場への周知	委員会メンバー

### (3) 指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、

必要に応じて指針を見直し、更新する。

#### (4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年1回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

対象	全職員	新規入職者
開催時期	5月	入職時
目的	感染予防対策と 感染症発生時の対応方法	感染対策の重要性と 標準予防策の理解

#### (5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

対象	全職員
開催時期	11月
目的	感染対策マニュアルを利用した行動確認 感染症発生時の対応訓練

### I. 平常時の対策

#### 1. 日常の支援にかかる感染管理

##### (1) 利用者の健康管理

利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する
- ② 利用者の日常を観察し、検温を行い、体調の把握に努める
- ③ 利用者の体調、様子などを振り返り時に確認し、検温も含めサービス提供記録に記入し共有しておく
- ④ 利用者に対し、手洗いやうがい等感染対策の方法を支援していく

## (2) 職員の健康管理

- ① 職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。
- ② 1年に1回定期健診を受診し職員の体調把握に努める
- ③ 体調不良時は、早めに報告を行うよう、職員に周知する
- ④ 普段から手洗い、手指消毒、うがい、出勤時には検温を必ず行い、記録する

## (3) 標準的な感染予防策

標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

### A.職員の感染予防策

- ①手指衛生の実施状況について、適切な方法を共有する
- ②食事やおやつ支援時の対応を確認し、適切な方法を共有する
- ③排泄支援時の対応を確認し、適切な方法を共有する

### B.利用者の感染予防策

- ① 来所後、外出後、排泄後、食事前、乗車前の手洗い、または消毒を実施する
- ② 手指を清潔に保つために必要な支援を実施する
- ③ 共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する

### C.その他

- ① 十分な必要物品を確保し、管理する

## (4) 衛生管理

衛生管理に必要な対策を講じる。

### A.環境整備

- ① 整理整頓、清掃を計画的に実施する
- ② 換気の状態（方法や時間）を把握する
- ③ トイレの清掃、消毒を計画的に実施する

### B.食品衛生

- ① 食品の入手、保管状況を確認する
- ② 調理工程の衛生状況や支援方法を確認する
- ③ 衛生的に調理できるよう、支援する
- ④利用者が持参したお弁当や水筒も、可能な限り衛生状態を確認する

### C.血液・体液・排泄物等の処理

- ① 標準予防策について共有する
- ② 適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、共有する

## II. 発生時の対応

### 1. 発生状況の把握

委員会メンバーを中心に、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ② 事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

### 2. 感染拡大の防止

事業所の委員会メンバーを中心に、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、別室の移動など必要な措置を行う
- ② 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する
- ③ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）に連絡、体調を確認する
- ④ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- ⑤ 職員の感染対策の状況を確認する

### 3. 保健所、行政関係機関等への連携

委員会メンバーを中心に、必要な公的機関等との連携について対策を講じる。

#### A.保健所との連携（高槻市保健所 072-661-9330）

- ① 疾病の種類、状況により報告を検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する

#### B.行政関係機関との連携（高槻市子育て支援センター 072-686-3032）

- ① 報告の必要性について検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況報告を行い、指示を確認する

#### C.関係機関との連携

- ① 必要に応じて、他事業所や学校、相談支援事業に連絡を行い、情報共有を行う

### 4. 感染者発生後の支援（利用者、職員ともに）

感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- ② 可能な範囲で、感染者及び関係者の精神的ケアを行う

### 5. 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に身体拘束適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

<附則>

本方針は、2022年4月1日から適用する。